

事 務 連 絡  
平成 2 6 年 6 月 9 日

各 正 会 員  
事 務 局 長 様

公益社団法人全国産業廃棄物連合会  
専務理事 森 谷 賢

**平成 2 6 年度厚生労働省委託事業「ラベル・SDS 活用促進事業」の  
開始について（周知依頼）**

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、厚生労働省労働基準局より「平成 2 6 年度厚生労働省委託事業「ラベル・SDS 活用促進事業」の開始について」、周知依頼がございました。

つきましては、貴職におかれましても、貴協会会員に対し周知いただく等、格段のご配慮、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡  
平成26年5月26日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 会長 殿

労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課長

平成26年度厚生労働省委託事業  
「ラベル・SDS活用促進事業」の開始について

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、化学物質による健康障害防止対策に関し、特に中小規模事業場における適正な化学物質管理の実施を促進していく観点から、今般、厚生労働省においては、標記の委託事業を下記のとおり開始しました。

本事業では、ラベルやSDS（安全データシート）をリスクアセスメントなど現場の化学物質管理に活用していくための手法等について、相談窓口を設置し、事業者からの相談を受け付けるとともに、事業者からの希望等に応じて専門家を派遣して実地指導を行うこととしています。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員に対し、化学物質管理に関する相談先として教示いただくなど、本事業の周知、活用に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 事業名

ラベル・SDS活用促進事業

2 委託先（平成26年度）

テクノヒル株式会社

<http://www.technohill.co.jp/news/oshirase/370--26sds.html>

（詳細は別添のとおり）

### 3 事業概要

#### (1) 化学物質管理対策に関する相談窓口の設置

ア 労働安全衛生法に基づくラベルや SDS の作成（GHS に基づく化学物質の危険有害性分類を含む。）、化学物質に係るリスクアセスメントなどについて事業者等からの照会・相談に対応するため、電話、メール等による無料の相談窓口を設置しました。

イ リスクアセスメントの実施に係る相談があった際には、Web 上で情報を入力することによりリスクアセスメントが実施可能なツールである「化学物質リスク簡易評価法」（コントロール・バンディング）<sup>\*</sup>を紹介するとともに、相談者の希望に応じて、各事業場における化学物質の使用状況等を聞き取りつつ、相談窓口で情報の入力を実施し、出力された結果を相談者に対してメール・FAX 等の方法により送信します。

#### ※参考

「化学物質リスク簡易評価法」（コントロール・バンディング）

ILO が、化学物質に係る簡単で実用的なリスクアセスメントのツールとして開発したものであり、作業の種類や、化学物質の種類・使用量等を入力することにより、推定されるリスクレベル及び講ずるべき対策が表示される。厚生労働省 Web サイト「職場のあんぜんサイト」内に公開している。

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras\\_start.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html)

#### (2) 中小規模事業場を主な対象とする訪問指導

相談窓口でリスクアセスメントの実施について相談のあった事業場のうち、事業場の希望等に応じて、実施することが適当と考えられる事業場に対し、専門家を派遣し、化学物質に係るリスクアセスメントの実施について、訪問指導を行います。

なお、訪問指導については、事業場数に上限があることから、御希望に応じることができない場合があります。

Home > ニュースリリース > お知らせ > 【化学物質管理】「厚生労働省 平成26年度ラベル・SDS活用促進事業」無料相談窓口のお知らせ

ニュースリリース  
ニュースリリース  
お知らせ  
イベント案内  
新製品情報  
知恵ネット情報

## 【化学物質管理】「厚生労働省 平成26年度ラベル・SDS活用促進事業」無料相談窓口のお知らせ

2014年 5月 20日(火曜日)

「厚生労働省 平成26年度ラベル・SDS活用促進事業」の受託による無料相談窓口の開設について

弊社は、平成26年度の厚生労働省の「ラベル・SDS活用促進事業」を受託し、平成26年4月30日から、化学物質管理に関する相談窓口を開設いたしました。

平成24年の労働安全規則の改正に伴い、危険有害性のあるすべての化学物質については、ラベル表示・SDSの交付等が努力義務とされています。

さらに、危険有害性のある化学物質を取り扱う事業者には、「化学物質等による危険性または有害性等の調査に関する指針」による「化学物質のリスクアセスメント」を行うことが求められています。

現在、厚生労働省では、職場における化学物質による健康障害等を防止するために、労安法の改正等の法制度整備が進められていますが、改正により、SDS交付対象物質についてリスクアセスメントを行うことが義務付けられます。

このような状況から、中小規模の事業者の皆様が事業活動を安全に行っていただく支援のために、下記の項目の相談を承ります。

### －中小企業の事業場の化学物質のリスクアセスメントの支援

- ・リスクアセスメントを行うための化学物質等の危険性または有害性の特定の仕方
- ・リスクアセスメント結果の内容の解説
- ・リスクを低減するための措置

※リスクアセスメントを行う簡易ツール「コントロールバンディング」が厚生労働省のホームページに提供されています。「コントロールバンディング」は、化学物質を取り扱う作業ごとに、「化学物質の有害性」、「物理的形態（揮発性/飛散性）」、「取扱量」の3つの要素の情報から、リスクの程度を4段階にランク分けし、ランクに応じた一般的な管理対策を示すほか、一般的に行われる作業については、より具体的な実施事項を示す（管理手段シート）ことができ、厚生労働省より推奨されています。

### －化学物質のGHS対応のラベル・SDSについて

- ・GHSに基づく化学物質等の危険有害性の分類
- ・ラベル・SDS記載の内容についての説明等

### ◆連絡先、受付時間◆

窓口：テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

電話での相談受付は平日10:00～17:00（12:00～13:00を除く）となっております。

TEL：03-6231-0133 または 03-6231-0851

メールでの相談はメールで回答致します。

E-mail：[chemical@technohill.co.jp](mailto:chemical@technohill.co.jp)

放射線測定器  
特設サイト開設中

PM2.5の測定器